

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「整備計画」という。）の認定を受けた法人等が、認定した都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例を受けることができる。</p> <p>（1）特定建物等を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度（オフィス減税） （2）整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度（雇用促進税制）</p> <p>・ 特例措置の内容 企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制を延長（2年間）するとともに、人手不足を踏まえた雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充等を行う。</p>		
関係条文	<p>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第十条の四の二、第十条の五、第四十二条の十一の三、第四十二条の十二、第六十八条の十五、第六十八条の十五の二</p>		
減収見込額	<p>[初年度] 精査中 （▲34） [平年度] 精査中 （▲34） [改正増減収額] ー （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的 企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する。</p> <p>（2）施策の必要性 地方において雇用を創出するためには、関係施策を総動員し、総合的に取り組んでいくことが必要。 本税制は、企業の本社機能の地方移転や地方拠点の強化を図ることによって、地方において雇用を創出しようとする重要な政策手段の一つである。令和元年6月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」や「経済財政運営と改革の基本方針2019」（骨太方針）においても、「地方への企業の本社機能移転等の加速化に向けて、地方拠点強化税制を含め、総合的かつ抜本的な方策について検討する」（骨太方針）とされている。 企業の本社機能移転等の取組をさらに後押しするため、令和2年3月末までとなっている適用期限を延長した上で、足下の人手不足という状況を踏まえ、雇用増加要件の緩和を行う雇用促進税制の拡充等を行うもの。</p>		
本要望に対応する縮減案	ー		
		ページ	1-1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策4. 地方創生の推進 施策⑧ 地域再生の推進																				
	政策の達成目標	企業の本社機能の地方への移転や地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用を創出する。 ※ 具体的な政策の達成目標は、検討中。 ※ 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、12月下旬頃に閣議決定予定。																				
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）																				
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同様(検討中)。 ※ なお、「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2018(平成30年12月21日閣議決定)」においては、企業の地方拠点強化等に関して、以下の政策の達成目標を提示。 2020年までの5年間で、 ・本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加 ・雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加																				
政策目標の達成状況	<p>地方における雇用創出を図るためには、関連施策を総動員して、総合的に取り組む必要がある。本税制は、企業の本社機能の地方移転や地方拠点の強化を図ることによって、地方において雇用を創出しようとする重要な政策手段の一つである。</p> <p>本税制の適用を受けようとする企業が策定する整備計画については、都道府県からの認定件数、当該計画において創出が見込まれる雇用数いずれも増加傾向にあるため、本税制は地方における雇用創出に貢献している。</p> <p><整備計画の認定状況等></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 12.5%;">平成27年度</th> <th style="width: 12.5%;">平成28年度</th> <th style="width: 12.5%;">平成29年度</th> <th style="width: 12.5%;">平成30年度</th> <th style="width: 12.5%;">令和元年度</th> <th style="width: 12.5%;">累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定整備計画数</td> <td>77件</td> <td>80件</td> <td>71件</td> <td>94件</td> <td>17件</td> <td>339件</td> </tr> <tr> <td>認定整備計画における雇用創出数</td> <td>4,447人</td> <td>3,225人</td> <td>2,793人</td> <td>3,413人</td> <td>270人</td> <td>14,148人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和元年度については、令和元年7月15日までに都道府県から報告があったもの</p>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	累計	認定整備計画数	77件	80件	71件	94件	17件	339件	認定整備計画における雇用創出数	4,447人	3,225人	2,793人	3,413人	270人	14,148人
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	累計																
認定整備計画数	77件	80件	71件	94件	17件	339件																
認定整備計画における雇用創出数	4,447人	3,225人	2,793人	3,413人	270人	14,148人																
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中																				
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本制度の延長、拡充を図ることで、企業による地方への本社機能の移転等を一層促進し、これにより地方における雇用を創出する。																				

相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	地域再生法に基づき、地方公共団体が、都道府県知事から整備計画の認定を受けた法人等に対して、当該整備計画に従って新設等した特定業務施設において実施する事業に係る事業税、特定業務施設に係る不動産取得税等について、不均一課税等を実施している。
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	<p>地域再生法は「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的としている。</p> <p>本税制が対象とする企業の本社機能移転等は、都道府県が策定し国が認定する地域再生計画に基づいて企業が作成し、都道府県知事が認定する整備計画に基づくものである。</p> <p>したがって、本税制が無差別に適用されることはなく、当該整備計画に基づく企業の地方への本社機能移転等を国が支援することは、地域再生法の目的に照らしても整合的かつ妥当である。また、租税特例措置による支援は、採択時期や予算額によって支援対象が制限される補助金による支援に比べると、より公平な支援措置である。</p>
	ページ	1—3

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>○オフィス減税(国税のみ) 【平成 27 年度】 ①適用事業者数:4件 ②損金算入額:300,897 千円 ③税額控除額:79,363 千円 ※出典:平成 27 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」 【平成 28 年度】 ①適用事業者数:20 件 ②損金算入額:137,268 千円 ③税額控除額:1,550,067 千円 ※出典:平成 28 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」 【平成 29 年度】 ①適用事業者数:31 件 ②損金算入額:280,514 千円 ③税額控除額:1,466,314 千円 ※出典:平成 29 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」 【平成 30 年度】 ①適用事業者数:25 件 ②損金算入額:25,000 千円 ③税額控除額:1,991,000 千円 ※出典:整備計画の認定を受けた企業からの報告及び過去の適用実績をもとに推計 【令和元年度】 ①適用事業者数:41 件 ②損金算入額:32,000 千円 ③税額控除額:1,949,000 千円 ※出典:整備計画の認定を受けた企業からの報告及び過去の適用実績をもとに推計</p> <p>○雇用促進税制(国税のみ) 【平成 27 年度】 ①適用事業者数:7件 ②税額控除額:3,778 千円 ※出典:平成 27 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」 【平成 28 年度】 ①適用事業者数:5件 ②税額控除額:4,891 千円 ※出典:平成 28 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」 【平成 29 年度】 ①適用事業者数:7 件 ②税額控除額:49,090 千円 ※出典:平成 29 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」 【平成 30 年度】 ①適用事業者数:13 件 ②税額控除額:112,700 千円 ※出典:「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」より推計 【令和元年度】 ①適用事業者数:9件 ②税額控除額:109,600 千円 ※出典:「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」より推計</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>○オフィス減税 【平成 27 年度】 ①適用総額の種類:道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税 ②適用実績(特別償却):37,651 千円 ②適用実績(税額控除):0 千円 【平成 28 年度】 ①適用総額の種類:道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税 ②適用実績(特別償却):16,351 千円 ②適用実績(税額控除):1,379 千円 【平成 29 年度】 ①適用総額の種類:道府県民税、事業税、市町村民税、地方法人特別税 ②適用実績(特別償却):29,899 千円 ②適用実績(税額控除):4,599 千円</p> <p>○雇用促進税制 ※記載なし</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>地方における雇用創出を図るためには、関連施策を総動員して、総合的に取り組む必要がある。本税制は、企業の本社機能の地方移転や地方拠点の強化を図ることによって、地方において雇用を創出しようとする重要な政策手段の一つである。</p> <p>本税制の適用を受けようとする企業が策定する整備計画については、平成 27 年 10 月から令和元年 6 月末時点(令和元年 7 月 15 日までの間に都道府県から報告のあったもの)で 339 件が都道府県に認定されており、当該計画に基づいて、14,148 人の雇用が地方において創出されることが見込まれる。整備計画の認定件数は前年同時期に比べて 98 件(前年比 1.4 倍)、雇用創出数は 3,069 人(前年比 1.3 倍)増加しており、着実な進展が見られる。</p>

<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>2020年までの5年間で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加 ・ 雇用者増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>本税制は、企業の本社機能の地方移転や地方拠点の強化を図ることによって、地方において雇用を創出しようとする重要な政策手段の一つである一方、達成目標を実現するためには、本税制だけでなく、関連施策を総動員し、総合的に取り組む必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>○平成27年度税制改正要望 まち・ひと・しごと創生本部事務局からの要請により、地方における企業拠点の機能強化等のための措置として内閣府、経済産業省、厚生労働省で創設を要望。本件を含む地域再生法の改正法が平成27年6月19日成立、平成27年8月10日施行。</p> <p>○平成28年度税制改正要望 雇用促進税制の適用を受ける法人等が、その同一事業年度において、所得拡大促進税制の適用を受けられるよう所用の調整措置を講ずる旨を要望。</p> <p>○平成29年度税制改正要望 オフィス減税の税額控除率を平成27、28年度と同水準（移転型事業：7%、拡充型事業：4%）に維持することに加え、UIJターンの促進等に資する雇用促進税制の拡充（質の高い雇用に対する優遇の拡充等）を要望。</p> <p>○平成30年度税制改正要望 適用期間の延長（2年間）とともに、移転型事業に限り支援対象地域への近畿・中部圏中心部の追加、認定時の雇用者数要件の緩和等を要望。</p>
<p>ページ</p>	<p>1—5</p>